

長崎市再犯防止推進計画

(令和4年度～令和7年度)



令和4年4月

長 崎 市

目 次

第 1 章 計画の概要

第 1 節	計画策定の趣旨	1
第 2 節	計画の位置づけ	2
第 3 節	計画の期間	2

第 2 章 再犯防止を取り巻く状況について 3

第 3 章 課題と取組内容

第 1 節	保健医療・福祉サービスの利用の促進等	12
第 2 節	住居の確保	17
第 3 節	就労の確保	19
第 4 節	非行の防止と修学支援	21
第 5 節	広報・啓発活動の推進	25
第 6 節	関係機関・団体との連携強化	27

第 4 章 推進体制

第 1 節	推進体制の整備	29
第 2 節	計画の成果指標	29

用語の説明	30
-------	----

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

全国の刑法犯^{※1}認知件数^{※2}は平成15年以降、減少し続けているものの、刑法犯検挙者に占める再犯者^{※3}の割合は上昇傾向にあり、安全で安心な社会を実現するうえで、再犯防止対策の必要性が高まっています。

このようなことから国において、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体における地方の状況に応じた施策の策定及び実施の責務が明示されるとともに、国の再犯防止推進計画を勘案した地方再犯防止推進計画の策定が努力義務とされました。

長崎市の刑法犯認知件数は、平成期のピークである平成12年以降減少傾向にあり、令和2年には912件と、統計開始以来、初めて1,000件を下回っています。一方で、令和2年の再犯者率^{※4}は53.7%と国や県よりも高く、検挙された人の半数以上が再犯者となっています。

このような現状を踏まえ、関係機関・団体と連携し、犯罪をした人等が再び罪を犯すことなく、円滑に地域社会の一員として生活を送れるよう支援することにより、市民が安全で安心して暮らすことができるまちの実現を目指し、再犯防止の総合的かつ計画的な推進を図る「長崎市再犯防止推進計画」を策定するものです。

第2節 計画の位置づけ

この計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条の規定に基づき「再犯防止推進計画」を勘案して策定する「地方再犯防止推進計画」で、上位計画となる「長崎市第五次総合計画」や、「第4次長崎市安全・安心まちづくり行動計画」と整合を図るとともに、「長崎県再犯防止推進計画」とも整合を図ったものとします。

第3節 計画の期間

この計画の期間は、令和4年度から令和7年度までの4年間とします。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
長崎市第五次総合計画 (前期基本計画)	4年間			
第4次長崎市安全・安心まちづくり行動計画	4年間			
長崎市再犯防止推進計画	4年間			

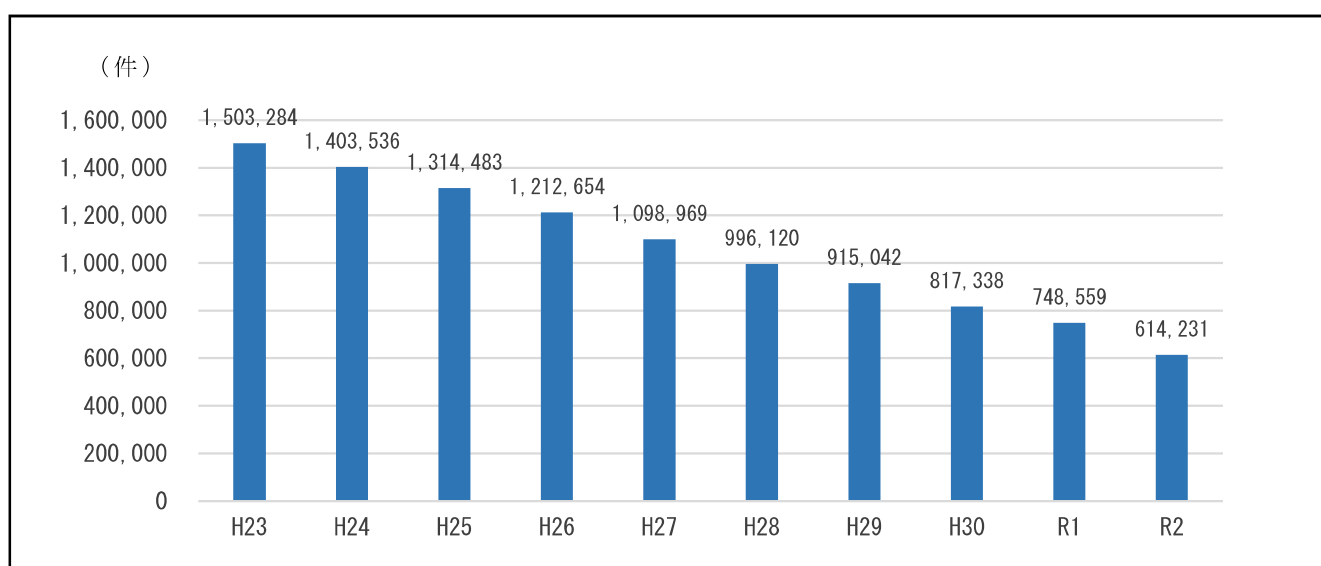
第2章 再犯防止を取り巻く状況について

1 刑法犯認知件数の推移

令和2年の長崎県の人口10万人当たりの刑法犯の認知件数を表す犯罪率は210.9件で、全国で少ない方から2番目となっており、検挙率^{※5}は69.8%で高い方から6番目となっています。

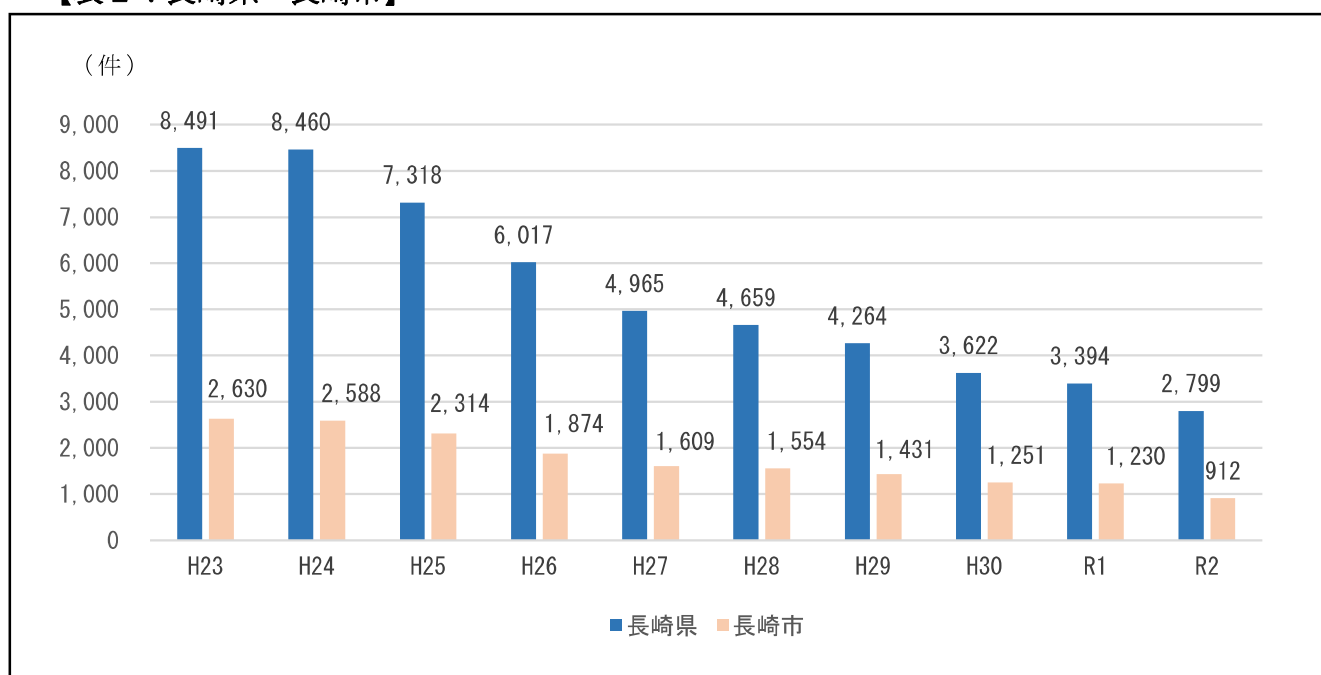
長崎市の刑法犯認知件数は、全国、長崎県と同様に年々減少しており、令和2年は統計開始以来初めて1,000件を下回っており、犯罪率は221.7件となっています。

【表1：全国】



犯罪白書を基に長崎市が作成

【表2：長崎県・長崎市】

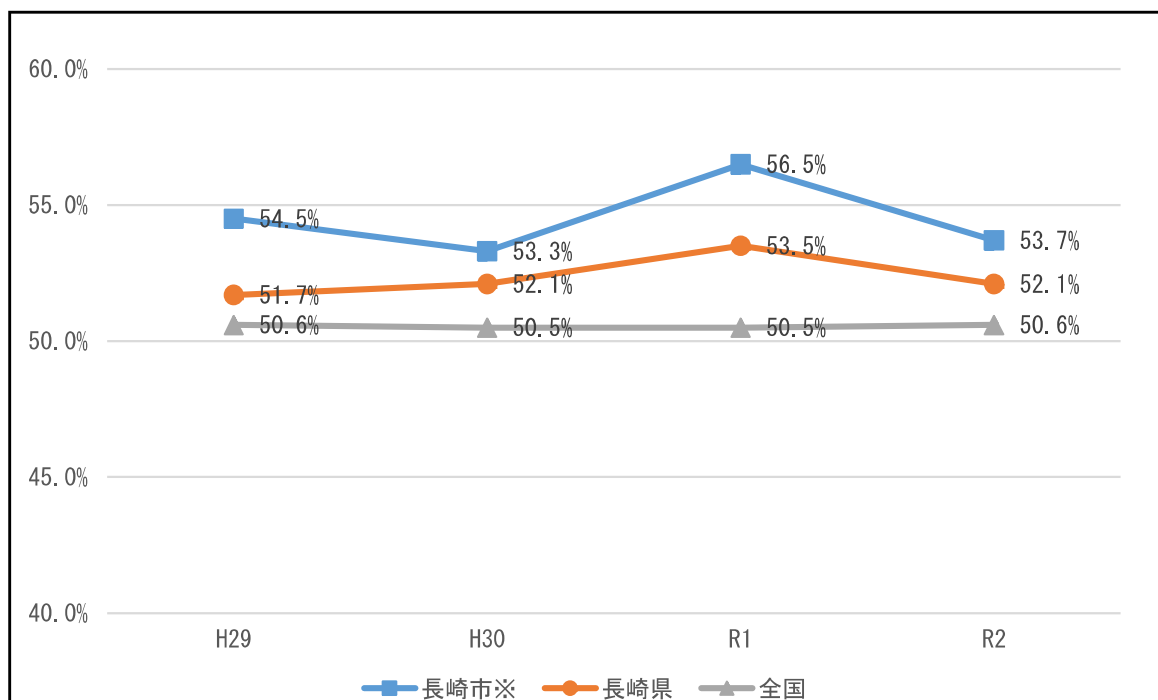


警察庁犯罪統計資料及び長崎県警察統計資料を基に長崎市が作成

2 長崎市を管轄する4警察署管内の再犯者率の推移（少年を含まない）

長崎市を管轄する4警察署管内（以下長崎市※）※6の再犯者率は50%台半ばで推移しており、全国や長崎県よりも高い状況にあります。

【表3】



警察庁犯罪統計資料、長崎県再犯防止推進計画、法務省提供データを基に長崎市が作成

3 令和2年の刑法犯及び薬物事犯における検挙者の状況（少年を含まない）

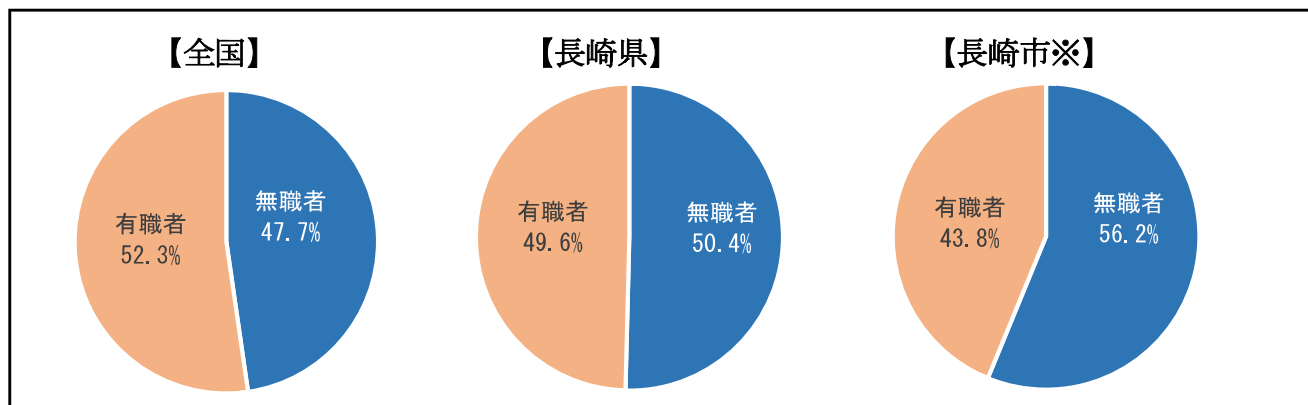
令和2年の刑法犯検挙者総数に占める無職者の割合は、全国が47.7%、長崎県が50.4%であるのに対して長崎市※が56.2%で、全国や長崎県よりも高く、刑法犯検挙者総数に占める高齢者（65歳以上）の割合は、全国が25.3%、長崎県が31.5%であるのに対し、長崎市※が30.6%となっています。また、薬物事犯※⁷における再犯者率は全国が75.8%で、長崎県が63.6%、長崎市※が72.4%と、刑法犯のどの罪種よりも高い割合となっています。

【表4：令和2年の刑法犯及び薬物事犯における検挙者】

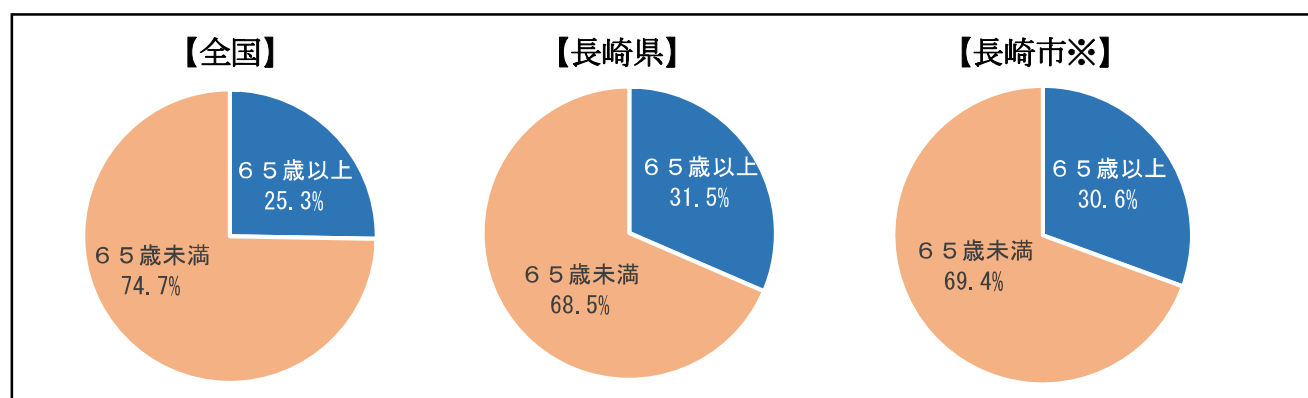
区分			刑法犯検挙者数						薬物事犯
			総数	凶悪犯※ ⁸	粗暴犯※ ⁹	窃盗犯	知能犯※ ¹⁰	風俗犯※ ¹¹	
全国	総数	人	164,678	3,732	44,993	79,061	9,755	4,785	12,687
	再犯者数	人	83,384	2,001	20,731	43,046	5,290	2,133	9,614
	再犯者率	%	50.6	53.6	46.1	54.4	54.2	44.6	75.8
	無職者	人	78,534	1,752	14,434	47,558	4,363	1,217	5,246
	無職者の割合	%	47.7	46.9	32.1	60.2	44.7	25.4	41.3
	65歳以上	人	41,696	397	6,724	28,976	983	524	341
	65歳以上の割合	%	25.3	10.6	14.9	36.7	10.1	11.0	2.7
長崎県	総数	人	1,402	13	330	785	85	27	44
	再犯者数	人	731	6	170	421	43	10	28
	再犯者率	%	52.1	46.2	51.5	53.6	50.6	37	63.6
	無職者	人	707	8	115	480	37	7	14
	無職者の割合	%	50.4	61.5	34.8	61.1	43.5	25.9	31.8
	65歳以上	人	441	5	71	315	13	4	0
	65歳以上の割合	%	31.5	38.5	21.5	40.1	15.3	14.8	0
長崎市※	総数	人	555	5	108	322	35	11	29
	再犯者数	人	298	2	57	182	13	3	21
	再犯者率	%	53.7	40.0	52.8	56.5	37.1	27.3	72.4
	無職者	人	312	3	44	219	13	2	11
	無職者の割合	%	56.2	60.0	40.7	68.0	37.1	18.2	37.9
	65歳以上	人	170	3	25	124	7	1	0
	65歳以上の割合	%	30.6	60.0	23.1	38.5	20.0	9.1	0

法務省提供データを基に長崎市が作成

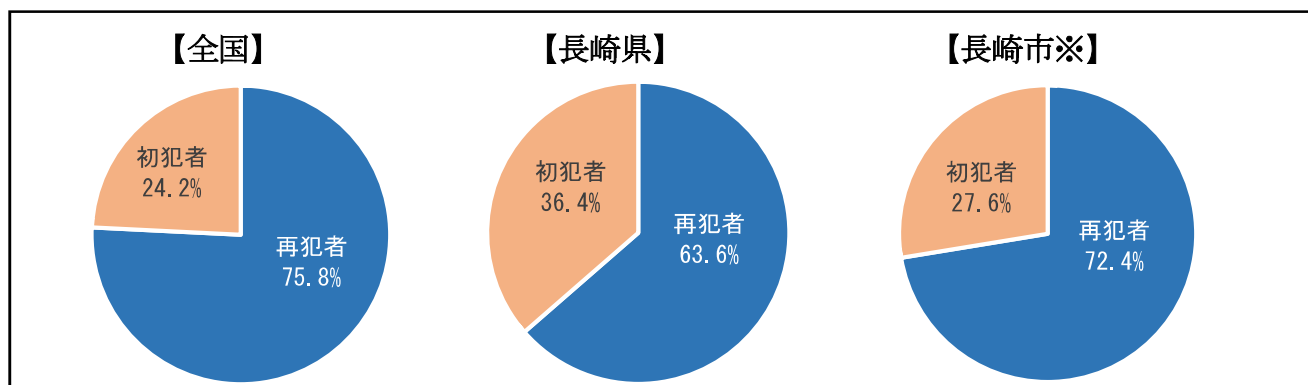
【図 1：刑法犯検挙者のうち無職者の割合】



【図 2：刑法犯検挙者のうち 65 歳以上の割合】



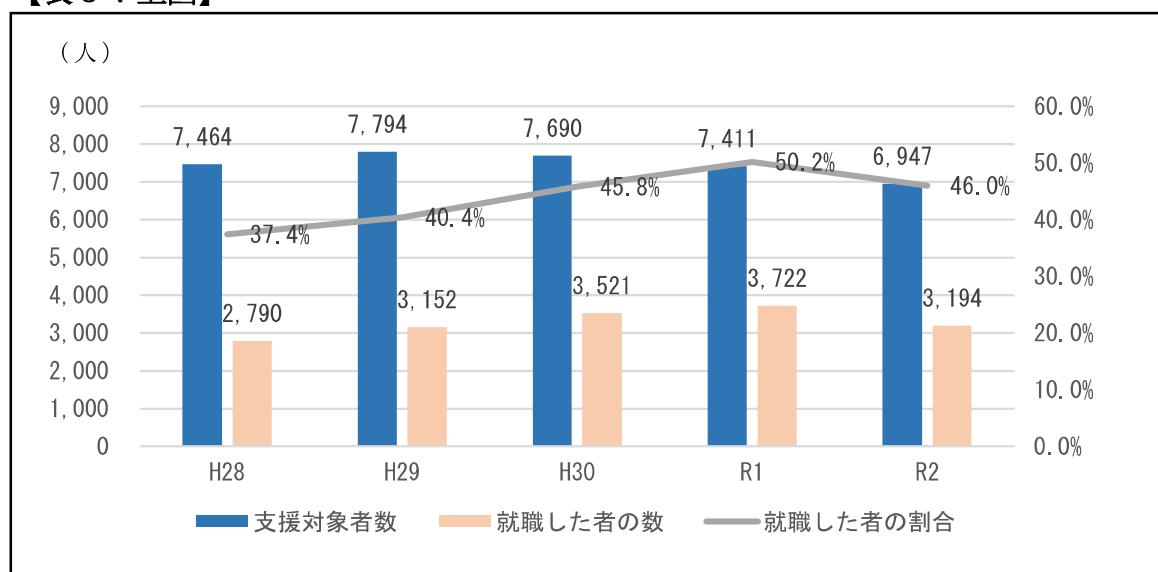
【図 3：薬物事犯検挙者の再犯者率】



4 刑務所出所者等総合的就労支援対策により就職した人数及びその割合

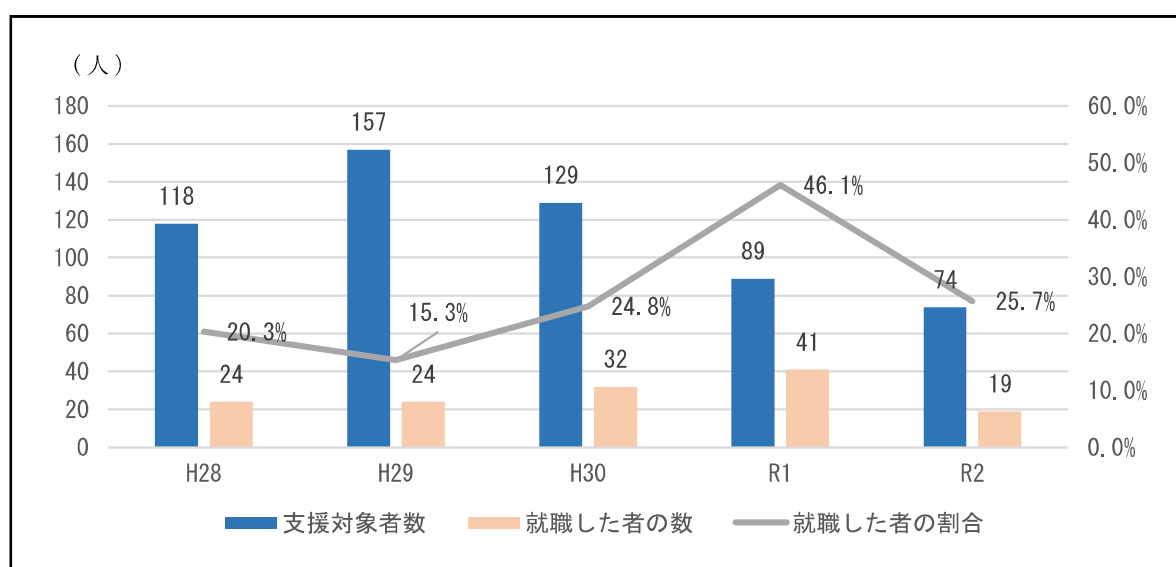
刑務所出所者等に対して、法務省（矯正施設^{※12}、保護観察所^{※13}）及び厚生労働省（都道府県労働局、公共職業安定所等）が連携し、本人の希望や適性に応じた計画的な就労支援を実施する「刑務所出所者等総合的就労支援対策^{※14}」によって就職した人の割合は、令和2年は全国で46.0%、長崎県で25.7%となっています。長崎県では74人に対して就労支援対策を実施し、19人が就職しています。

【表5：全国】



法務省提供データを基に長崎市が作成

【表6：長崎県】

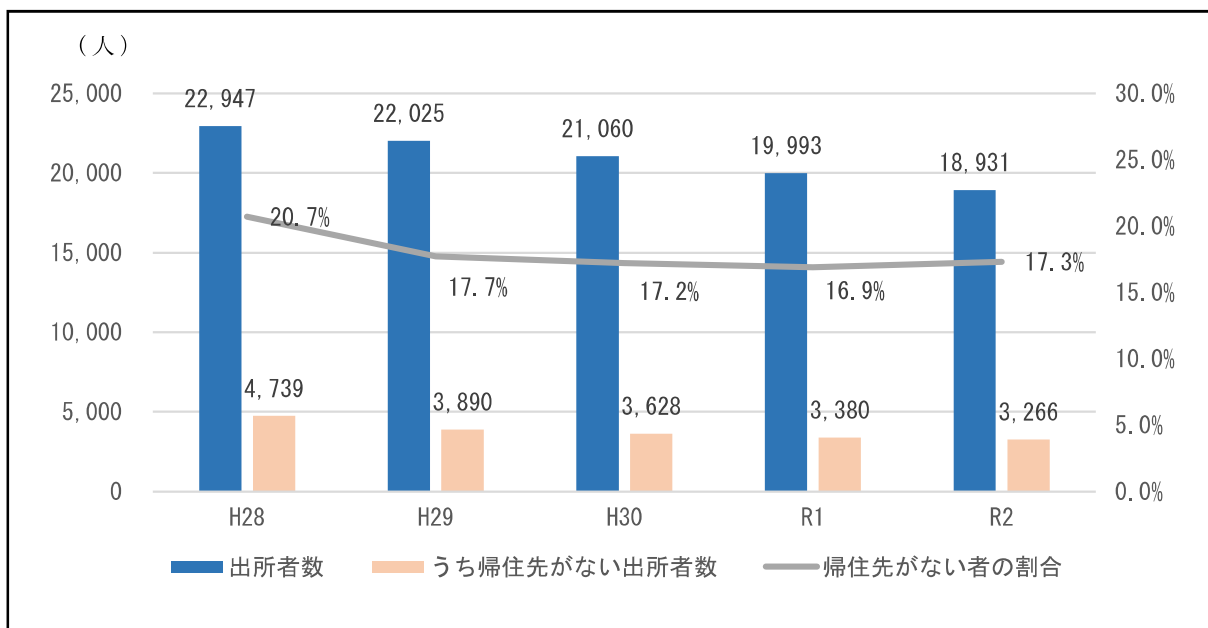


法務省統計データを基に長崎市が作成

5 出所時に帰住先がない人の状況

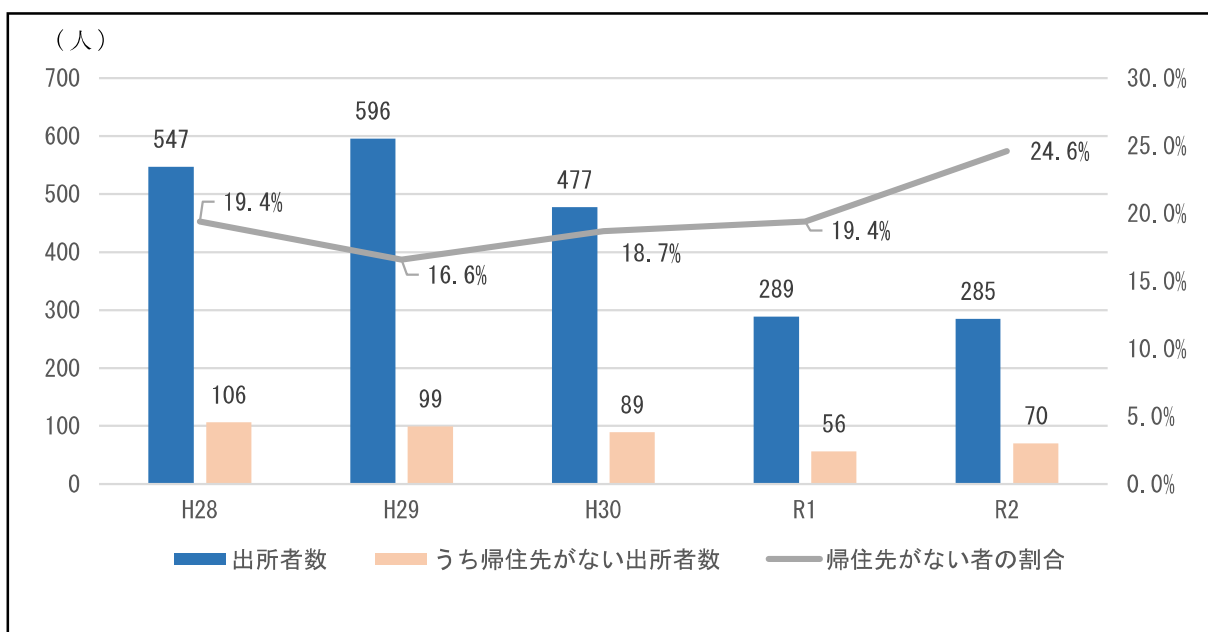
長崎県の刑務所出所時に、適切な帰住先がない人の割合は、全国と比較してやや高い傾向にあります。令和2年は全国の17.3%に対して、長崎県は24.6%となっています。

【表7：全国】



法務省提供データを基に長崎市が作成

【表8：長崎県】

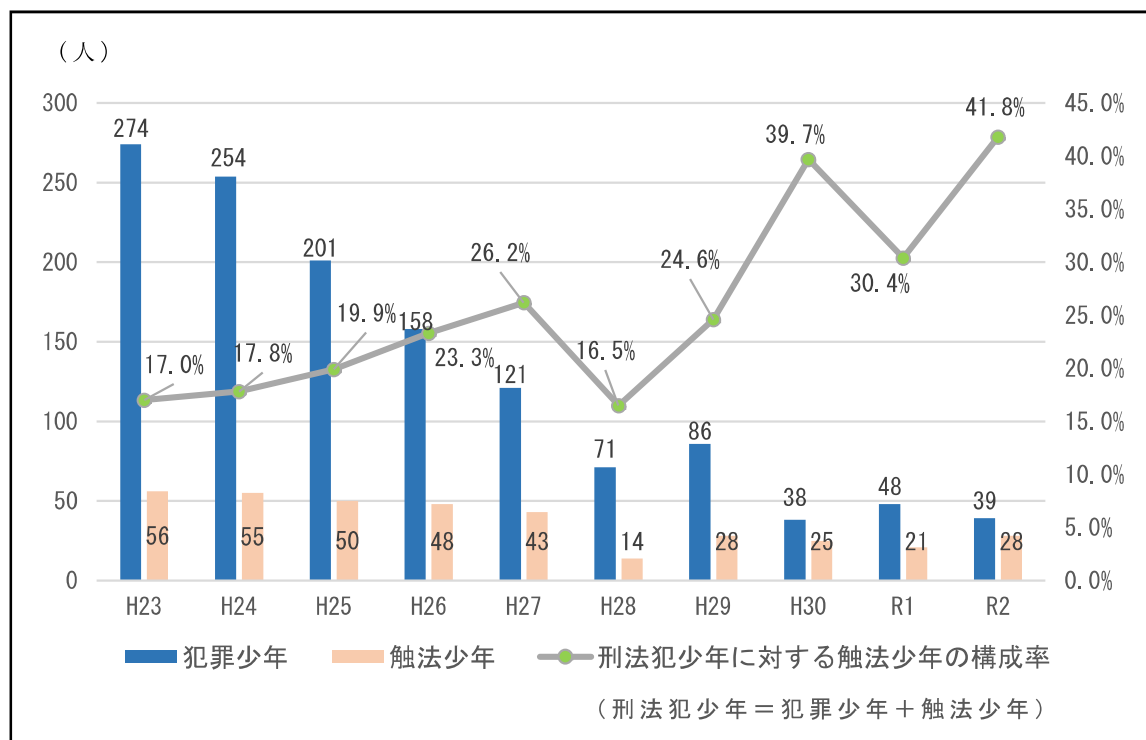


法務省提供データを基に長崎市が作成

6 犯罪少年、触法少年の状況

長崎市において、近年、犯罪少年※¹⁵は減少傾向にあり、触法少年※¹⁶は概ね横ばいで推移しています。

【表9：長崎市】



長崎県警察統計資料を基に長崎市が作成

7 罪種別刑法犯少年の状況

少年の検挙者数は減少傾向にあります。罪種別の検挙者数では、窃盗犯が最も多くなっていますが、その割合は減少傾向にあります。また、過去 10 年間に於いて、凶悪犯は平成 27 年を除いて毎年数人を検挙しています。

【表 10：長崎県】

(単位：人)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2
凶悪犯	4	2	6	2	0	1	4	2	3	2
粗暴犯	68	78	65	72	62	30	46	31	41	21
窃盗犯	681	610	522	416	322	174	193	129	124	90
その他※	204	150	132	72	57	43	50	35	26	28
合計	957	840	725	562	441	248	293	197	194	141

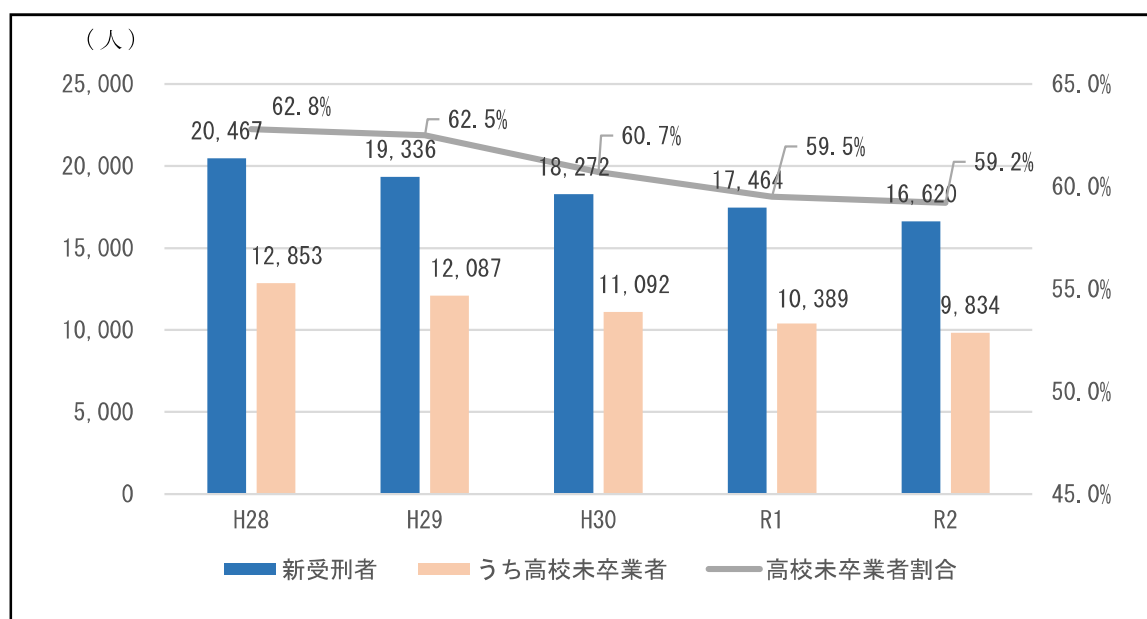
※その他は、「知能犯」「風俗犯」「その他の犯罪」の合計

長崎県警察統計資料を基に長崎市が作成

8 新受刑者に占める高校未卒業者の割合

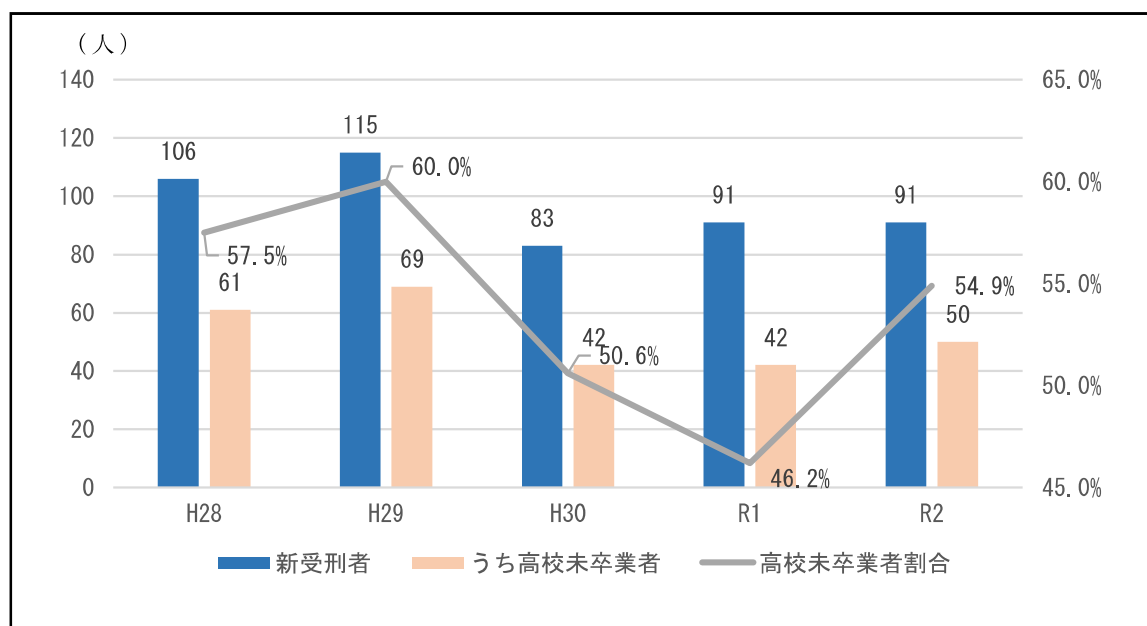
犯罪時に長崎県に居住していた新受刑者に占める高校未卒業者の割合は、全国と比較して低い数値で推移しており、令和2年は、全国の59.2%に対して、長崎県は54.9%となっています。

【表 11：全国】



法務省提供データを基に長崎市が作成

【表 12：長崎県】



法務省提供データを基に長崎市が作成

第3章 課題と取組内容

国の再犯防止推進計画、長崎県の再犯防止推進計画を踏まえ、次のとおり、課題を整理し、再犯防止の推進に取り組みます。

第1節 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

〈課題〉

国の再犯防止推進計画によると、全国の出所受刑者の2年以内の再入率は全世代の中で高齢者が高い傾向にあり、知的障害のある受刑者については再犯までの期間が短いとされており、医療や福祉の支援を必要としている高齢者や障害のある人が、医療や福祉サービス等についての十分な情報を持っていないことで、支援が受けられず、罪を繰り返すケースもあると言われています。

また、令和2年における長崎市※の薬物事犯の検挙者数は30人を切っている状況ではありますが、再犯者率は刑法犯のどの罪種よりも高くなっています。

これら犯罪をした人等の円滑な社会復帰に向けて、適切な医療や福祉サービスが受けられるよう支援する必要があります。

〈取組方針〉

犯罪をした人等が、高齢や障害等により医療や福祉の支援を必要とする場合であっても、支援につながっていない事例も多いと考えられることから円滑にサービスを利用できるよう支援します。

取組項目	内容	所管課
相談窓口の設置	矯正施設から出所した人等に係る相談に応じて、保健医療・福祉サービスの利用につなげます。また、チラシを作成する等、相談窓口の周知を図ります。	自治振興課

障害者の福祉援 護	宿泊型自立訓練施設を始めとした障 害福祉サービスや障害者相談員の設 置、日常生活用具の給付など障害者 に対する各種福祉援護を行います。	障害福祉課
特別障害者手当の 支給	20 歳以上で、身体又は精神に著しい重度の障 害があるために、日常生活において、常時特 別の介護が必要な在宅の障害者に対し支給 します。	障害福祉課
障害者に対する医 療費の助成 (福祉医療)	重・中度の心身障害のある者が医療保険によ る診療を受けた場合、自己負担額の一部又は 全額を助成します。	障害福祉課
障害者に対する医 療費の助成 (自立支援給付)	精神通院公費（精神疾患があり通院による精 神医療が継続的に必要な程度の方）、育成医 療（身体上の障害・疾患があり手術により障 害等が補われ、又は障害の程度が軽減するこ とが見込まれる 18 歳未満の方）、更生医療（身 体上の障害・疾患があり手術により障害等が 補われ、又は障害の程度が軽減することが見 込まれる 18 歳以上の方）に係る自立支援医 療費を助成します。	障害福祉課 こども健康課
精神保健相談・訪問 の充実	精神障害の早期治療の促進や社会復帰を援 助するため、保健所に精神保健福祉相談室を 設置し、専任の相談員、保健師及び精神科医 による精神保健福祉相談・訪問指導体制の充 実を図ります。	地域保健課
依存症者への相談 対応	薬物依存症者をはじめとする依存症者やそ の家族からの相談に応じ、医療機関及び自助 グループをはじめとする各種団体等を紹介 します。	地域保健課

医療費の一部負担金の免除	生活に困窮しており、かつ、国民健康保険・後期高齢者医療被保険者が入院療養を要するとき、3か月を上限に、医療費の一部負担金の徴収猶予又は免除ができる場合があります。	国民健康保険課 後期高齢者医療室
高額療養費の支給	大きな手術などで保険医療を受け、1か月の一部負担金の額が自己負担限度額を超えた場合、高額療養費を世帯主（国保）に支給します。	国民健康保険課 後期高齢者医療室
生活保護に関する相談	健康で文化的な最低限度の生活を保障するために設けられた生活保護制度の相談を受け付けます。	生活福祉1・2課 東・南・北総合事務所地域福祉課
健康相談、保健指導等の実施	健康、介護に関する相談等に対応します。	各総合事務所地域福祉課
高齢者の福祉に関する相談	高齢者の身体の相談及び介護の相談、各種福祉サービスの利用の仕方や施設入所など、高齢者の虐待を含む福祉や保健の相談等に対応します。	各総合事務所地域福祉課
身体障害者手帳の交付	身体に障害のある方本人又は保護者の申請により、手帳を交付しています。手帳の取得により、障害者自立支援法による障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）、自立支援医療、補装具の交付及び修理、地域生活支援事業の利用、各種税の減免及び控除、運賃の割引、NHK受信料の減免などが障害の程度に応じて受けられます。	障害福祉課

精神障害者保健福祉手帳の交付	精神疾患を有する方に、本人の申請により手帳を交付しています。手帳の取得により、所得税や住民税の控除や自動車税等の減免、NHKの受信料の減免、県内の乗り合いバスや電車、タクシー、船舶運賃の割引等が障害の程度に応じて受けられます。	障害福祉課
高齢者福祉の総合的な相談支援（地域包括支援センター）	高齢者の在宅介護や福祉・保健全般に関する相談に対し、必要に応じて各種の公的なサービスが利用できるよう、関係機関との連絡、調整を行います。	高齢者すこやか支援課
障害者相談支援事業所の設置	障害者やその家族等からの各種相談に応じ、必要な情報提供、助言、障害福祉サービスの利用等の必要な支援を行います。	障害福祉課
多機関型地域包括支援センターによる相談支援	高齢・障害・子育て・生活困窮等、多分野・多機関に渡る福祉分野に関連する相談をワンストップで対応し、分野ごとの相談機関と連携しながら、伴走的な支援や課題の解決に向けた支援を実施します。	地域包括ケアシステム推進室
障害基礎年金の手続対応	病気やけがの初診日が20歳前や国民年金加入中にあり、一定以上の障害が残った場合などに手続きを行います。	住民情報課
生活困窮者自立支援制度※ ¹⁷ に関する相談	家計や就労など、生活困窮に係る相談や支援を行います。	生活福祉2課
関係機関との連携強化及び情報共有	自立が困難な矯正施設出所者等が出所後速やかに福祉サービス等を受けることができるよう、地域生活定着支援センター※ ¹⁸ 、矯正施設、保護観察所等との連携強化を図ります。また、関係機関に対し、本市が実施している保健医療・福祉サービスなどに関する情報提供に努め、関係機関との情報共有を図ります。	障害福祉課 地域保健課 各総合事務所 地域福祉課

依存症者を支援する団体への支援	依存症者を支援する団体の活動を支援します。	地域保健課
-----------------	-----------------------	-------

第 2 節 住居の確保

〈課題〉

国の再犯防止推進計画によると、全国で刑務所を満期で出所した人のうち約 5 割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所しており、これらの人は帰住先が確保されている人と比較して、再犯に至るまでの期間が短いとされています。

県内の刑務所出所者のうち、刑務所出所時に帰住先がない人の割合は全国よりもやや高い傾向にあり、適当な帰住先がないまま釈放された人の多くが不安定な生活環境に置かれることを踏まえると、犯罪をした人等の出所後の住居を確保するための支援に取り組んでいく必要があります。

〈取組方針〉

犯罪をした人等が安定した生活基盤を確立するため、それぞれの状況に応じた住居の確保を支援します。

取組項目	内容	所管課
高齢者世帯の市営住宅への優先的入居の実施	60 歳以上の方を含む高齢者世帯向けに、市営住宅の入居者募集を実施し、地域生活を支援します。	建築総務課
心身障害者世帯の市営住宅への優先的入居の実施	心身障害者世帯向けに、市営住宅の入居者募集を実施し、障害者等の地域生活を支援します。	建築総務課

セーフティネット 住宅の登録推進	高齢者、障害者、若年・子育て世帯等住宅の確保に配慮が必要な住宅確保要配慮者がニーズに合った賃貸住宅に入居できるように、セーフティネット住宅の登録を推進し、ホームページ等を活用しながら広く情報の提供を行い、引き続き制度の周知を図っていきます。	住宅政策室
居住支援協議会など支援体制の整備	住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、障害者等）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、長崎県居住支援協議会と連携し居住支援法人等による支援体制を整備します。	住宅政策室
矯正施設出所後の 高齢者や障害者等 の受け入れ場所確保の協力	矯正施設出所後に、自立した生活を送ることが困難な高齢者や障害者等に対し、地域生活定着支援センター、保護観察所、更生保護施設、矯正施設及び自立相談支援機関等が行う社会福祉施設やアパート等の受け入れ場所を確保するための調整に協力します。	障害福祉課 生活福祉2課 東・南・北総合 事務所地域福祉 課

第3節 就労の確保

〈課題〉

国の再犯防止推進計画によると、刑務所に再び入所した人のうち約7割が、再犯時に無職であり、仕事に就いていない人の再犯率は仕事に就いている人と比べて約3倍と高いことから、不安定な就労状況が再犯のリスク要因とされています。

長崎県内においても法務省と厚生労働省との連携による「刑務所出所者等総合的就労支援対策」により就労支援が行われているところですが、令和2年の長崎市※における刑法犯検挙者のうち無職である者の割合は全国や県よりも高いことから、この取組みと併せて犯罪をした人等の就労の確保をそれぞれの状況に応じ支援することによって、再犯のリスク要因を排除していく必要があります。

〈取組方針〉

犯罪をした人等が安定した生活基盤を確立するため、それぞれの状況に応じた就労の確保を支援します。

取組項目	内容	所管課
生活困窮者等就職困難者への就労支援	自立相談支援事業や就労支援事業など生活困窮者等の支援に取り組みます。	生活福祉2課
長崎市障害者就労支援相談所の運営	障害者就労支援相談所に就労関係の知識・経験のある職員を配置し、就労を希望する障害者に対して就労相談支援、情報提供などの支援を行うとともに、ハローワーク、障害者職業センターなど関係機関と連携を図りながら、障害者の一般就労に向けた支援を行い、雇用の創出に努めます。	障害福祉課

障害者相談支援事業所との連携強化	障害者に身近な相談機関である障害者相談支援事業所において、障害者就労支援相談所など関係機関と連携を図り、就労を含む相談支援の充実に努めます。	障害福祉課
就労系サービスの充実	障害者が自立した生活を営むことができるよう、就労移行に必要な訓練及び指導、就労後の定着支援等を行う就労移行支援や就労定着支援などの就労系サービスの提供体制の整備を図り、サービスの充実に努めます。	障害福祉課
関係機関等と連携した就労支援	ハローワークや地域若者サポートステーション等との連携により、就労に向けた支援の充実に努めます。	産業雇用政策課

第4節 非行の防止と修学支援

〈課題〉

長崎市においては、子どもの人口が減少傾向にあるなか、触法少年の補導人員は横ばいで推移しています。非行の背景には、規範意識の低下、人間関係の希薄化、複雑な家庭環境、貧困等、児童生徒を取り巻く様々な問題が絡み合っており、さらには少年がこれらの問題を一人で抱え込むことによって、追い込まれて非行に走ることもあると考えられます。少年が非行に走らないよう地域における見守りや家庭や学校の指導による規範意識の向上等に取り組んでいく必要があります。

また、国の再犯防止推進計画によると、犯罪をした人等の学びや進学・復学の支援体制が十分でないことなどが課題とされており、継続した学びや進学・復学するための支援に取り組んでいく必要があります。

〈取組方針〉

将来を担う児童・生徒等の健全育成を図り、学校や地域において非行の未然防止及び早期の対応を行うとともに、犯罪をした人等の継続した学びや進学・復学のための支援に取り組めます。

1 非行の防止

取組項目	内容	所管課
環境浄化活動の実施	コンビニやカラオケボックス等への調査を行い、有害環境の浄化について協力を依頼する社会環境実態調査や、白ポストによる有害図書類の回収活動などによる環境浄化活動を実施します。	こどもみらい課

少年センター活動の実施	青少年の非行防止と健全育成のために、学校や関係機関・団体等と連携を深めながら、補導活動、相談活動、環境浄化活動を行うとともに、情報の収集・分析・提供を行います。	こどもみらい課
青少年育成協議会の支援	地域において青少年を健全に育成するために、様々な体験・交流活動等を実施する青少年育成協議会を支援します。	こどもみらい課
メディア利用のルールづくり	P T A 連合会と連携し、スマートフォンや携帯電話等のメディア利用のルールづくりとその遵守について、保護者への啓発活動に取り組みます。	生涯学習課
薬物乱用防止教室の実施	各学校において、薬物乱用防止教室を実施します。	健康教育課
心の教育の充実	心の教育を充実させるため、積極的な生徒指導の推進、道徳教育の充実のための施策を行います。また、いじめ防止、早期発見、いじめへの対応など、いじめの防止等充実に向けた施策を行います。	学校教育課
道徳教育、人権教育の指導の充実	教職員向けの研修会の実施や資料の作成・配付など、教職員の指導力向上と日々の教育活動の充実及びいじめや問題行動に対する予防・早期発見・早期対応に向けた施策を行います。	学校教育課
子どもの健全育成への支援	専門相談員が、引きこもりや不登校等、生活環境に問題を抱える 20 歳未満の子どもを含む生活保護世帯の健全育成に関する支援を行います。	生活福祉 2 課

「社会を明るくする運動強調月間」に行われる児童・生徒向けイベントの周知	「社会を明るくする運動強調月間」に合わせて、犯罪・非行のない地域社会づくりについて考えてもらう、標語募集（小、中学生）、作文コンテスト（小、中学生）、弁論大会（中、高校生）を広報紙等で周知を図ります。	自治振興課
性に関する指導の充実	学習指導要領に基づき、子どもたちが性に関して正しく理解し、適切な行動が取れるよう、保健体育科や特別活動で、性に関する指導を実施します。また、産婦人科医や助産師等の専門的な知識を持った外部講師による指導に努めます。	健康教育課 学校教育課
生命（いのち）の安全教育の推進	国が作成した「生命（いのち）の安全教育教材」を活用して、子どもたちが性被害の当事者（加害者、被害者、傍観者）にならないための教育を行います。	学校教育課
「ダメ。ゼッタイ。」ヤング街頭キャンペーンへの協力	長崎県実施の「ダメ。ゼッタイ。」ヤング街頭キャンペーンで、小中高生を含む幅広い世代に対する薬物乱用防止の呼びかけや募金活動への協力を行います。	生活衛生課

2 修学支援

取組項目	内容	所管課
キャリア教育の充実	小中学生が、医療、福祉、建築、スポーツ、産業等、様々な分野で活躍している人材や他校の児童生徒との出会いや交流体験、職業に関わる体験などの活動をとおして、自らの生き方や将来の職業生活について考えを深め、社会的、職業的に自立し、社会の中で自分らしい生き方を実現させようとする心を育成します。	学校教育課

学習支援事業の実施	民間の法人に委託し、貧困の連鎖を防止するため生活保護受給世帯等の中学生及び高校生を対象とした学習会を開催し、不登校等により居場所がない子ども達に安心ができる場を提供します。	生活福祉2課
関係機関と連携した支援	児童生徒が矯正施設等を退所等して学校に復学するに当たって、学校の受け入れが円滑に行われるよう、個別事案を十分に把握し、関係機関と連携して必要な支援を行います。	学校教育課

第5節 広報・啓発活動の推進

〈課題〉

国の再犯防止推進計画においても、再犯の防止等について国民の関心と理解が十分に深まっているとは言えないとされており、犯罪をした人等が再び社会を構成する一員となるためには、犯罪の責任等を自覚することを促すことと併せて、社会において孤立することがないように、市民の理解を得ることが重要です。

〈取組方針〉

犯罪をした人等が犯罪を繰り返さないよう規範意識の向上を図るとともに、これらの人が社会において孤立することのないよう、再犯防止についての市民の理解を深める活動を推進します。

取組項目	内容	所管課
更生保護ボランティアへの顕彰を通じた社会の機運醸成	更生保護に携わる保護司会、更生保護女性会等の活動を周知し、積極的な顕彰に努めることで、社会全体で再犯防止に取り組む機運の醸成を図ります。	自治振興課 秘書課
再犯防止の推進に対する市民の理解増進	関係団体等と連携して、「社会を明るくする運動」をはじめとする再犯防止に係る理解増進を図るため、様々な広報媒体を活用した周知・啓発に取り組みます。	自治振興課

再犯防止に関する啓発活動の推進	毎年7月に開催されている“社会を明るくする運動”の強調月間及び「再犯防止啓発月間」に市民への認知度を高めていくため、長崎保護観察所をはじめ関係機関等と連携しながら、様々な広報媒体を活用した広報・啓発に取り組めます。	自治振興課
こころの健康セミナーの開催	精神障害についての理解やこころの健康に対する関心を深めるために、毎年、こころの健康セミナーを開催します。 また、事業所及び地域等の講習会へ講師を派遣する等普及啓発を図ります。	地域保健課
家族教室の開催	精神疾患に対する理解を深め、対応などを学ぶとともに、家族同士で日頃の悩みや思いを語りあうために、家族を対象とした教室を開催します。	地域保健課
人権意識の啓発	お互いそれぞれの違いを認め合い、他人の人権について深く理解し尊重することができるための取組みを推進します。	人権男女共同参画室
暴力追放「いのちを守る」長崎市民集会の開催	あらゆる暴力を追放し、命を大切にするという意識を高めるため、暴力追放「いのちを守る」長崎市民集会を開催します。	自治振興課
防犯パネル展の実施	市民の自主防犯意識及び規範意識を高めるため、「暴力追放強調月間」等の時期を踏まえ、防犯パネル展を実施します。	自治振興課
「ダメ。ゼッタイ。」ヤング街頭キャンペーンへの協力【再掲】	長崎県実施の「ダメ。ゼッタイ。」ヤング街頭キャンペーンで、小中高生を含む幅広い世代に対する薬物乱用防止の呼びかけや募金活動への協力を行います。	生活衛生課

第6節 関係機関・団体との連携強化

〈課題〉

国の再犯防止推進計画によると、犯罪をした人等の中には安定した仕事や住居がない、高齢で身寄りがいない、生活に困窮しているなど、地域社会で生活する上での様々な課題を抱えている人が多く存在しているとされています。

刑事司法手続を離れた後、犯罪をした人等が地域社会で孤立することなく安定した生活を送るためには、関係機関、団体と連携した息の長い途切れることのない支援に取り組んでいく必要があります。

〈取組方針〉

再犯を防止するためには、途切れることのない支援が必要となることから、関係機関・団体との連携を図るとともに、関係団体の活動促進を図ります。

取組項目	内容	所管課
保護司※ ¹⁹ の活動拠点等の提供	長崎地区保護司会が設置する長崎地区更生保護サポートセンター（保護司が地域で更生保護活動を行う際の拠点とする施設）を無償で貸し付け、保護司の活動を支援します。	自治振興課
相談窓口の設置 【再掲】	矯正施設から出所した人等に係る相談に応じて、保健医療・福祉サービスの利用につなげます。また、チラシを作成する等相談窓口の周知を図ります。	自治振興課
長崎県更生保護協会長崎支部への補助金の交付	保護司活動、更生保護施設の運営及び犯罪防止活動等の更生保護事業を支援します。	自治振興課
保護司の人材確保	市職員に対し、保護司の活動を周知する等、保護司の適任者確保を支援します。	自治振興課

障害者相談支援事業所との連携強化 【再掲】	障害者に身近な相談機関である障害者相談支援事業所において、障害者就労支援相談所など関係機関と連携を図り、就労を含む相談支援の充実に努めます。	障害福祉課
関係機関との連携強化・情報共有【再掲】	自立が困難な矯正施設出所者等が出所後速やかに福祉サービス等を受けることができるよう、地域生活定着支援センター、矯正施設、保護観察所等との連携強化を図ります。 また、関係機関に対し、本市が実施している保健医療・福祉サービスなどに関する情報提供に努め、関係機関との情報共有を図ります。	障害福祉課 地域保健課 各総合事務所 地域福祉課
処遇会議への出席	保護観察所等からの依頼に基づく処遇会議へ出席します。	地域保健課
特別調整に係る連絡協議会への参加	保護観察所が行う社会復帰に向けた特別調整に係る連絡協議会へ参加します。	地域保健課
公共施設利用時の配慮	保護司等が面接等により公民館・ふれあいセンター等の公共施設を利用する際の利用料金を減免します。	中央総合事務所総務課 東・南・北総合事務所地域福祉課 生涯学習課
関係機関等と連携した就労支援 【再掲】	ハローワークや地域若者サポートステーション等との連携により、就労に向けた支援の充実に努めます。	産業雇用政策課

第4章 推進体制

第1節 推進体制の整備

再犯防止の総合的な施策を推進するため、市長を本部長とし、副市長及び関係部局長で構成する「長崎市安全・安心まちづくり推進本部」（平成18年4月設置）において、全庁的な協力体制のもと、計画の総合的かつ計画的な推進を図ります。

また、学識経験者、関係行政機関、関係団体、市民などで構成する「長崎市安全・安心まちづくり推進協議会」（平成16年11月設置）において、計画の推進及び進捗状況について、定期的に検証等を行い、効果的な事業の推進を図ります。

第2節 計画の成果指標

再犯者を減らすことが地域の安全・安心につながり、再犯者数により安全・安心なまちづくりを評価できると考えられるため、現時点で把握できている時津町、長与町を含む「長崎市※における刑法犯検挙者中の再犯者数」を本計画の成果指標として設定します。

なお、目標値の設定にあたっては、長崎県再犯防止推進計画の成果指標を踏まえ、令和7年までに、刑法犯検挙者中の再犯者数を令和元年から20%減少を目指します。

成 果 指 標	単位	基 準 値	目 標 値
長崎市（長崎市を管轄する4警察署管内）における刑法犯検挙者中の再犯者数 [暦年]	人	363 (令和元年)	290 (令和7年)

用語の説明

※¹ 刑法犯

刑法及び一部の特別法（暴力行為等処罰に関する法律、盗犯等の防止及び処分に
関する法律等）に規定される犯罪のこと（犯罪白書による定義）

※² 認知件数

警察において犯罪の発生を認知した事件数

※³ 再犯者

刑法犯等により検挙された者のうち、前に、道路交通法違反を除く犯罪により検
挙されたことがあり、再び検挙された者のこと。

※⁴ 再犯者率

刑法で検挙等された者の中に、過去にも刑法で検挙等された者がどの程度いるの
かを見る指標

※⁵ 検挙率

検挙件数を認知件数で除した数値

※⁶ 長崎市を管轄する4警察署管内（長崎市※）

長崎市、時津町、長与町を管轄する警察署の管内

※⁷ 薬物事犯

麻薬及び向精神薬取締法違反、大麻取締法違反及び覚醒剤取締法違反

※⁸ 凶悪犯

殺人、強盗、放火及び強制性交等

※⁹ 粗暴犯

暴行、傷害、脅迫、恐喝及び凶器準備集合

※¹⁰ 知能犯

詐欺、横領（占有離脱物横領を除く。）、偽造、汚職、背任及び「公職にある者等
のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律」に規定する罪

※¹¹ 風俗犯

賭博及びわいせつ

※¹² 矯正施設

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院を総称するも
の

※¹³ 保護観察所

地方裁判所の所在地に置かれ、更生保護及び医療観察の第一線の実施機関として、
保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護、恩赦の上申、犯罪予防活動、精神保健
観察、犯罪被害者等施策等の事務を行っている

※¹⁴ 刑務所出所者等総合的就労支援対策

法務省（矯正施設、保護観察所）及び厚生労働省（都道府県労働局、公共職業安
定所等）が連携する仕組みを構築したうえで、矯正施設入所者や保護観察対象者等
に対して、ハローワーク職員による職業相談、職業紹介等を実施

※¹⁵ 犯罪少年

14歳以上で罪を犯した少年

※¹⁶ 触法少年

14歳未満で犯罪少年に該当する行為を行った少年

※¹⁷ 生活困窮者自立支援制度

「現在は生活保護を受給していないが、生活保護に至るおそれがある人で、自立
が見込まれる人等」を対象に、困りごとにかかわる相談に応じ、安定した生活に向
けて仕事や住まい、子どもの学習など様々な面で支援すること。

再び最低限の生活を維持できなくなることがないように、生活保護から脱却した人
も支援の対象となる。

※¹⁸ 地域生活定着支援センター

高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする受刑者等に対し、矯正施設、保護観察所及び地域の福祉等の関係機関等と連携・協働し、矯正施設入所中から出所後まで一貫した相談支援を実施し、社会復帰及び地域生活への定着を支援するための機関。平成 21（2009）年度に厚生労働省によって事業化され、原則として各都道府県に 1 か所設置されている

※¹⁹ 保護司

犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアのこと。その身分は法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員であり、保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行っている。

「幸福の黄色い羽根」

「黄色い羽根」は、「社会を明るくする運動」のシンボルとして活用されています。

「幸福（しあわせ）の黄色い羽根」とも言われており、長崎地区保護司会が発案し、全国に広まったものです。



長崎市再犯防止推進計画

長崎市市民生活部自治振興課

〒850-8685 長崎市桜町2番22号

TEL 095-829-1231 FAX 095-829-1262

発行：令和4年4月

長崎市再犯防止推進計画
